

## 飯能市建設工事請負指名業者資格審査会規程

(平成12年訓令第1号)

(設置)

第1条 建設工事の請負及び業務の委託（以下「建設工事の請負等」という。）の競争入札及び随意契約（以下「競争入札等」という。）の競争入札に参加する者及び随意契約の方法により契約を締結する者に係る資格審査及び格付並びに選定等を公正に行うため、飯能市建設工事請負指名業者資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(付議事項)

第2条 審査会に付議する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 飯能市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成12年告示第26号）第8条の規定による資格審査及び格付に関する事。
- (2) 建設工事の請負等の競争入札等及び随意契約における予定価格が1,000万円以上のものにおける指名業者の選定等に関する事。
- (3) 簡易公募型指名競争入札に関する事。
- (4) 建設工事の請負等の契約に係る指名停止等の措置に関する事。
- (5) 入札談合に関する情報への対応等に関する事。
- (6) 契約制度の運用及び改廃に関する事。
- (7) その他入札及び契約事務に関し市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 審査会は、会長1人、副会長1人及び委員若干人をもって組織する。

2 会長は副市長、副会長は企画総務部長をもって充てる。

3 委員は、職員のうちから市長が任命する。

(会長等の職務)

第4条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 審査会が必要と認めたときは、関係者を会議に出席させることができる。

(会議結果の報告)

第7条 審査会の会議の結果については、市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、企画総務部契約検査課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年訓令第2号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年訓令第2号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年訓令第6号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年訓令第2号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年訓令第26号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年訓令第3号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第5号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年訓令第2号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第12号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年訓令第5号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。